

2022（令和4）年度留学生調査 記入要領

準備教育課程用

2022（令和4）年度留学生調査の回答にあたって	1
--------------------------	---

記入要領

【1】2022（令和4）年度外国人留学生在籍状況調査	13
【2】2021（令和3）年度外国人留学生進路状況調査	23
【3】2021（令和3）年度外国人留学生年間受入れ状況調査	35

各種コード表

1. 都道府県コード表	39
2. 国・地域コード表	40

直前の在籍機関コード別表

① 在外教育施設	41
② 海外に所在する準備教育課程を設けている教育施設の当該課程	41
③ 準備教育課程を設けている教育施設の当該課程A	42
④ 準備教育課程を設けている教育施設の当該課程B	42
⑤ 日本語教育機関	43

2022（令和4）年度留学生調査の回答にあたって

1. 留学生調査について

- (1) 本調査は、個々の留学生の個人情報収集のためのものではなく、個人の特定制ができない方式で回収したデータを基に統計調査を行うものです。
- (2) 調査の結果は、統計データとして、(独)日本学生支援機構のホームページ等で公表いたします。
- (3) 調査の結果は、文部科学省高等教育局学生・留学生課へ報告いたします。また、一般等から問い合わせがある場合には、適宜開示することになりますので、予めご了承願います。

2. 提出について

(1) 調査対象

調査票 様式	調査名等	調査対象概要 (詳細は記入要領各ページを参照)
	留学生調査 総括票	必ず提出
様式1	外国人留学生在籍状況調査	2022年5月1日現在、外国人留学生の在籍がある学校
様式2	外国人留学生進路状況調査	2021年度に外国人留学生の修了があった学校
様式3	外国人留学生年間受入れ状況調査	2021年4月1日から2022年3月31日の間に外国人留学生が在籍していた学校

- ・ 調査対象がない場合でも、**留学生調査総括票**は必ずご提出ください（**総括票のみ**で結構です）。
- ・ 総括票以外の調査票については、調査対象者がいる場合のみご提出ください。
※入力のない調査票を送付する必要はありません。
- ・ 本調査票には「準備教育課程」に在籍の外国人留学生のみ入力してください。「準備教育課程」以外の課程に在籍の外国人留学生については「日本語教育機関用」の調査票に入力してください。

(2) 学校コードについて

- ・ 調査票の提出に際し、本機構の定める「学校コード」をご入力ください。「学校コード表」は、「日本留学情報サイト」の以下のホームページに掲載しています。
<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/jyunbi/index.html>
- ・ 貴校の学校コードは、本資料一式を送付した封筒の宛名ラベル右下（数字6桁）にも印字されています。

(3) 提出の手順について

①調査票のダウンロード・保存

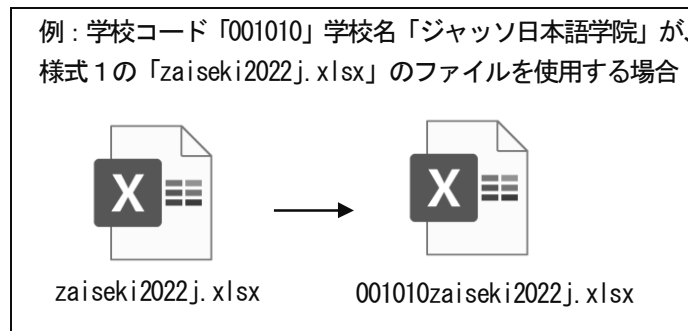
- 各調査票を「日本留学情報サイト」の以下のページからダウンロードしてください。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/jyunbi/index.html>

＜日本留学情報サイトトップページ → 教育機関関係者の方へ → 留学に係る調査 →
→ 留学生調査 → 準備教育課程＞

調査票 様式	調査名等	調査票ファイル名
	留学生調査 総括票	soukatsu2022j.xlsx
様式 1	外国人留学生在籍状況調査	zaiseki2022j.xlsx
様式 2	外国人留学生進路状況調査	shinro2022j.xlsx
様式 3	外国人留学生年間受入れ状況調査	nenkan2022j.xlsx

- 様式をダウンロードし、ファイル名を以下のように、冒頭に学校コード（半角数字6桁）を付けたものに変更し、保存してください。
- 調査票を保存するときには、ファイルの保存形式を、「.xlsx」ファイルとして保存してください。



②調査票の入力

- 記入要領を参照し、各調査票に入力ください。
- 調査回答用のエクセルファイルには、入力用シートのほか、記入例を記載したシート、入力完了後に、国・地域別の集計結果が確認できる「国・地域確認用（入力不可）」シートがあります。
- 「（様式1）外国人留学生在籍状況調査」、「（様式2）外国人留学生進路状況調査」については、入力用シートの「【1】入力票」に調査対象学生の情報を 1人あたり1行ずつコード番号で入力 します。入力したコード番号の内容は、「【2】入力内容確認表（入力不可）」に表示され、存在しないコード番号や整合性がとれないコードが入力された場合または未入力の場合、「エラー」が自動表示されますので、ご確認の上、「【1】入力票」の該当箇所を訂正ください。
- 「（様式3）外国人留学生年間受入れ状況調査」については、該当する外国人留学生の人数を集計し、集計した人数を入力します。
- 「計」の欄は、計算式により合計が自動計算されますので、数値は入力できません。
- 英数字は全て「半角」で入力してください。集計の都合上、あらかじめ設定されている項目名や書式・幅等は変更しないでください。また、シートの追加や削除等の設定変更も行わないようお願いいたします。
- 明らかな誤入力については、本機構で修正させていただく場合がありますので、予めご了承願います。

③調査項目についてのご質問

- ・ 「よくある質問集 (Q&A)」を「日本留学情報サイト」の以下のページに掲載しています。それでも解決しない場合は、同ページにある「留学生調査に係る質問受付フォーム」からご登録をお願いいたします。
<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/jyunbi/index.html>

④調査票の提出

入力済みの調査票をオンライン調査システム (J-LINEs) にてご提出ください。(詳細は5～8ページを参照してください。)

- ・ 公文書や事務連絡文書等はありません。総括票及び各調査票のみご提出ください。
- ・ オンライン調査システム (J-LINEs) で提出した調査票は、FAX 又は郵送で再度提出する必要はありません。
- ・ 内容について、後日、照会させていただくことがありますので、添付ファイルの控えを、記入要領とともに、必ず保管してください。
- ・ オンライン調査システムでの提出が難しい事情がある場合は、お手数ですが、企画調査係宛に事前にご連絡ください。

(4) 提出期限

令和4年8月31日 (水曜日) 必着です。

[本調査についての照会先]

ご不明な点等がございましたら、以下の照会フォームより、お問合せください。

<https://www.online-system.jasso.go.jp/survey/chosa2022/ja>

(独) 日本学生支援機構 留学生事業部留学情報課 企画調査係

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

電話 03-5520-6111

FAX 03-5520-6121

Eメール chosa-ryugaku@jasso.go.jp

※調査票の回答はメールでは受け付けられませんので、ご注意ください。

2021 年度（昨年度）調査との主な変更点

昨年度調査との主な変更点は、次のとおりです。各記入要領を参照し、間違いのないように入力してください。

○【1】「外国人留学生在籍状況調査」

- ・「留学生区分コード」の私費外国人留学生のうち、「学習奨励費受給留学生 200」を廃止し、「上記以外の私費外国人留学生 270」に統一しました。

【留学生区分コード】

私費外国人 留学生	学習奨励費受給留学生	2	0	0
	外国政府派遣留学生	2	1	0
	上記以外の私費外国人留学生	2	7	0

- ・性別コードに、ジェンダーに関する多様性に配慮して、「男」、「女」以外の選択肢のコードを新たに設けました。

○【2】「外国人留学生年間受入れ状況調査」

個人単位での回答（対象外国人留学生 1 人につき 1 行ずつの回答）は行わず、出身国・地域別の人数を回答する方法に変更しました。調査の対象となる外国人留学生の定義に変更ありません。

《オンライン調査システムについて》

上記システムの機能を用いて集計作業を行う関係で、電子メールでの調査票の提出は受付できませんので、ご注意ください。

※オンライン調査システムでの提出が難しい事情がある場合は、お手数ですが、企画調査係宛（03—5520—6111）に事前にご連絡ください。

＜オンライン調査システムの動作確認済み環境＞

項目	バージョン
OS	Windows10、macOS10 以上
ブラウザ	Google Chrome、Microsoft Edge、Firefox、Safari の各最新バージョン
その他	Excel：2010、2013、2016、2019 Word：2010、2013、2016、2019 PowerPoint：2010、2013、2016、2019

オンライン調査システム（J-LINEs）関連の特設ページ（ログイン画面を含む）は、「日本留学情報サイト」の以下のホームページからお入りください。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/onlinesystem/index.html>

＜日本留学情報サイトトップページ → 教育機関関係者の方へ → オンライン調査システム（J-LINEs）＞

セキュリティの強化のため、2段階承認システム（共通ログイン画面の認証を経て、個別ログイン画面に遷移）を導入しています。

【 共通ログイン画面認証用の ID 及びパスワードについて 】

本機構発信の本調査に同封している「オンライン調査システムのログインについて」に記載しています。
※共通ログイン ID 及びパスワードは本機構にて1年ごとに更新し、その都度お知らせするものになります。

【 個別ログイン画面認証用の ID 及びパスワードについて 】

IDは固定（変更不可）となりますが、パスワードについては貴校にて、設定変更・管理いただいているものになります。

ID 及び初期パスワードは、本システムを初めて導入した2019年度の本調査実施時（2019年6月下旬）に各学校の留学生調査担当部署宛に送付しています。

※各学校にてパスワードを変更している場合は、変更後のパスワードとなります。なお、同パスワードで1年が経過しますと、パスワードの変更が求められます。変更の上、管理をお願いいたします。

※2020年度以降に開校された学校につきましては、本調査対象校になった年度の7月以降に送付しています。

（例：2022年度留学生調査から調査対象校になった学校には、2022年7月以降に送付）

個別ログイン画面認証用のパスワードが不明な場合は9～11ページを参照の上、再発行手続きを行ってください。

《オンライン調査システムを使つての調査票の提出の仕方》

1. 共通ログイン画面の認証を行ってください。
ご不明な場合は、留学情報課（03-5520-6111）までお問合せください。

ID・パスワードは、本機構発信の本調査に同封している「オンライン調査システムのログインについて」に記載しています。

2. 個別ログイン画面の認証を行ってください。

ID

パスワード：英数字

3. 調査票の提出は、以下の手順で行ってください。

- ① 「データを提出する」をクリックします。

「データを提出する」をクリック

※調査票はオンライン調査システム上に掲載していません。以下のURLからダウンロードしてください。
<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/jyunbi/index.html>

- ② 「事業部」欄から、「留学生事業部／留学情報課」を選択してください。

※「事業部/項目名で呼出」のところに◎が付いているかを確認してください。

データの送信（提出）

データの提出先を検索してください

データ提出先を検索 総括表

項目名で検索 事業部/項目名で呼出

事業部

項目名

留学生事業部/留学情報課

呼出

「事業部」欄から、「留学生事業部/留学情報課」を選択

③「項目名」欄から、「2022年度留学生調査（準備教育課程用）」を選択し、「呼出」をクリックします。

④各項目に該当する調査票をアップロードします。

例：外国人留学生在籍状況調査票をアップロードする場合は、「外国人留学生在籍状況調査票」にある「ファイル選択」をクリックします。

※総括票以外の調査票については、調査対象者がいる場合のみご提出ください。入力のない調査票の提出は不要です。

総括票

ファイル選択

ファイルを送信する

外国人留学生在籍状況調査票

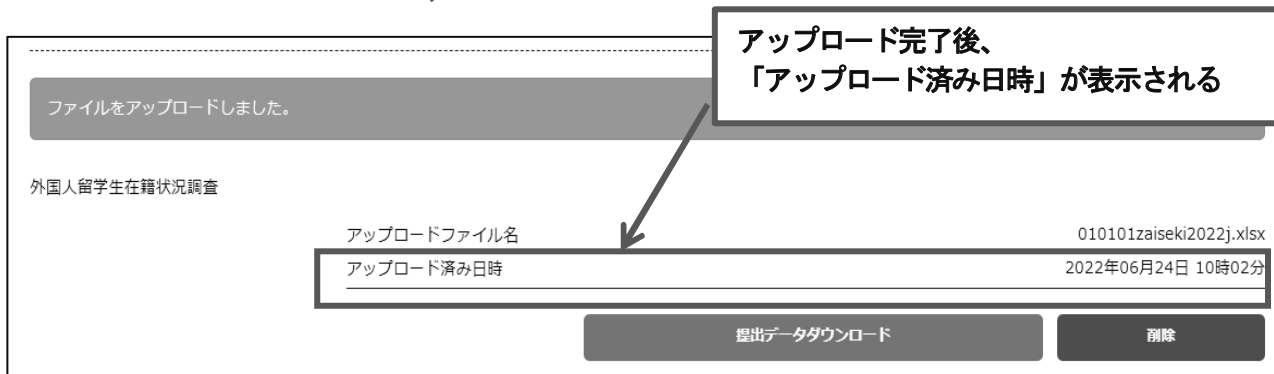
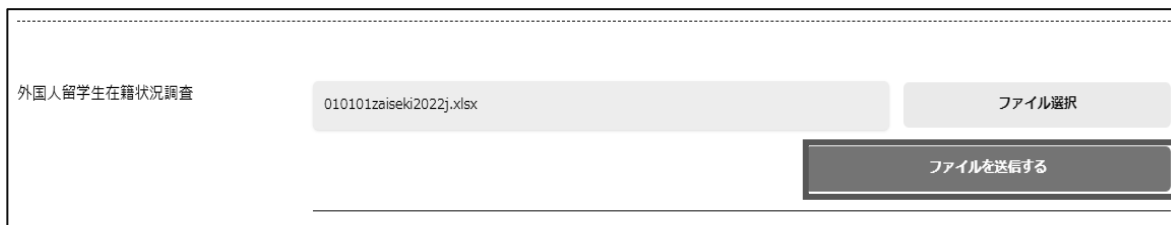
ファイル選択

ファイルを送信する

⑤ファイル選択画面が表示されますので、ご回答を入力いただいた調査票ファイルを選択し、「開く」をクリックします。ダブルクリックでも選択できます。



⑥「ファイルを送信する」をクリックし、「アップロード済み日時」に年月日等が表示されましたら、アップロード完了です。

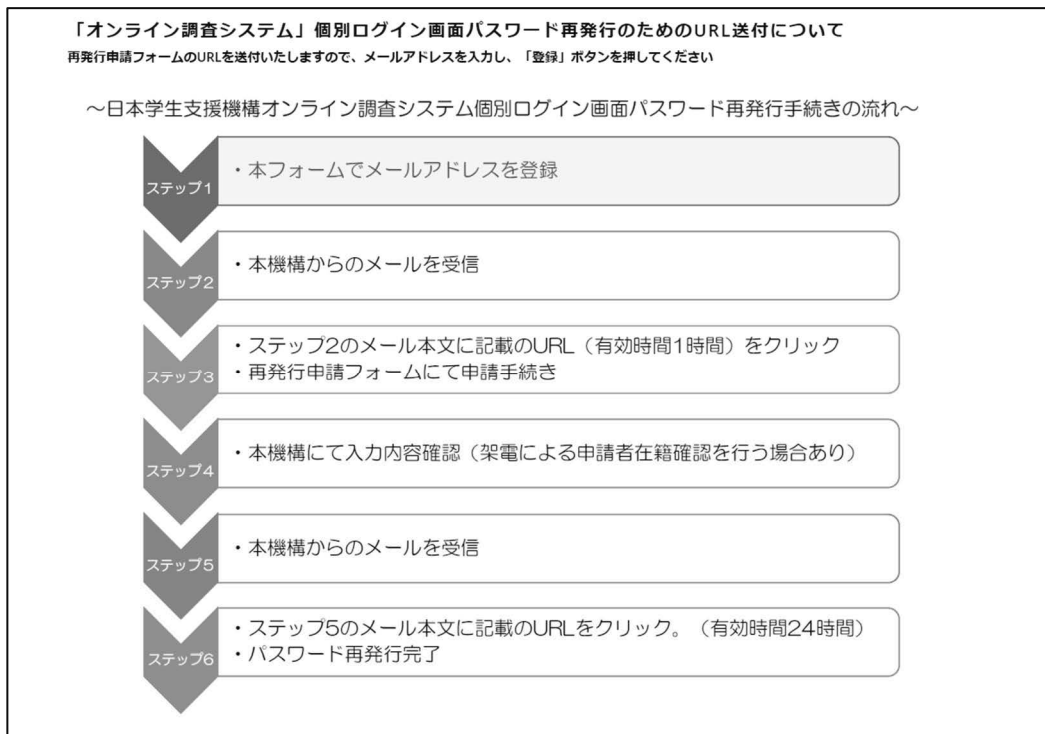


※提出したデータをダウンロードしたい場合は、「提出データダウンロード」をクリックしてください。
 ※一度ファイルをアップロードした後に、提出データを差替えたい場合は、以下の手順で、再度アップロードし直してください。

- i) アップロードしたデータを「削除」
- ii) 新しいファイルを「ファイル選択」し、「開く」
- iii) 「ファイルを送信する」で、再度アップロード

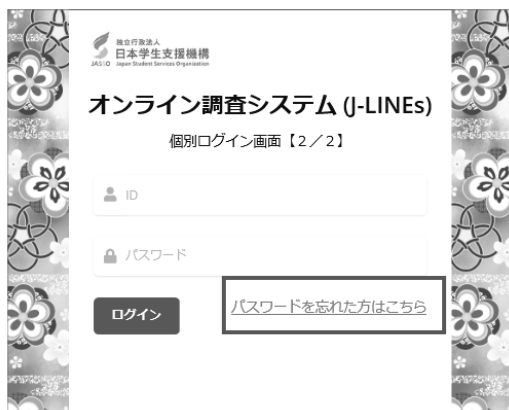
《オンライン調査システム（J-LINEs）の個別ログイン用のパスワードの再発行手続きについて》

＜手続きの流れ＞



①個別ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしてください。

※個別ログイン画面に遷移するためには、【共通ログイン画面】の認証を経る必要があります。【共通ログイン画面】のID及びパスワードは本機構発信の本調査の依頼文に同封している「オンライン調査システムのログインについて」に記載しています。ご不明な場合は、日本学生支援機構までお問合せください。



②メールアドレス（※）を入力し、登録ボタンを押してください。

※オンライン調査システムに登録されているメールアドレス等（登録されていないアドレスも可能）をご入力ください。ご登録いただいていないメールアドレス等からの再発行申請の場合、ご本人確認のため、本機構よりお電話で在籍確認をさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

メールアドレス

メールアドレス(確認)

※登録後、「online-system@jasso.go.jp」からメールが届きます。なお、メールの受信まで、数分程度お時間が掛かります。
 ※メール本文に記載されたURLをクリックし、「再発行申請フォーム」にて手続きをお願いいたします。(URLの有効時間は1時間です。有効時間が過ぎた場合は、再度申請し直してください。)
 ※10分経ってもメールが届かない場合、以下の点をご確認の上、必要に応じて再度申請し直してください。
 ・迷惑メールフォルダやゴミ箱に格納されていないかご確認ください。
 ・迷惑メール設定によって、受信が拒否されていないか、ご確認ください。
 ・入力いただいたメールアドレスが誤っていた可能性があります。

戻る 登録

③上記②のメールアドレス宛に、再発行申請フォームのURLを記載したメールが届きますので、有効時間内（メールを受信後1時間以内）にクリックをして手続きを進めてください。

④上記③のURLをクリックし、必要項目をすべてご入力ください。

- ・ 学校番号（数字6桁）
- ・ 表記されている学校名に間違いがないか確認し、チェックを入れてください。
- ・ 担当部署
- ・ 申請者氏名
- ・ 申請者氏名（ふりがな）
- ・ 電話番号（申請者が当該校に在籍していることを確認するため、お電話をさせていただく場合がございます。）

【入力画面イメージ】

・ 学校番号 *

・ 学校名（自動表記） *

表示された学校名に間違いありません。

・ 担当部署 *

・ 申請者氏名 *

・ 申請者氏名（ふりがな） *

・ メールアドレス（自動表記） *

※上記アドレスに、パスワードを再発行するためのURLを送付いたします。

・ 電話番号（固定電話のみ） *

※電話番号は学校の固定電話のみとなります。

⑤確認画面へ進み、「再発行申請」をクリックしてください。

⑥申請者の在籍確認が完了した後、本機構より上記②でご登録いただいたメールアドレスにパスワード再発行用 URL を送付いたしますので (URL 有効時間有)、そちらから新しい任意のパスワードをご設定ください。

※英大文字、小文字、数字の3種類を組み合わせで設定ください。

※記号は、ハイフン (-)、アンダースコア (_)、ドット (.) のみ使用可能です。

(以下余白)

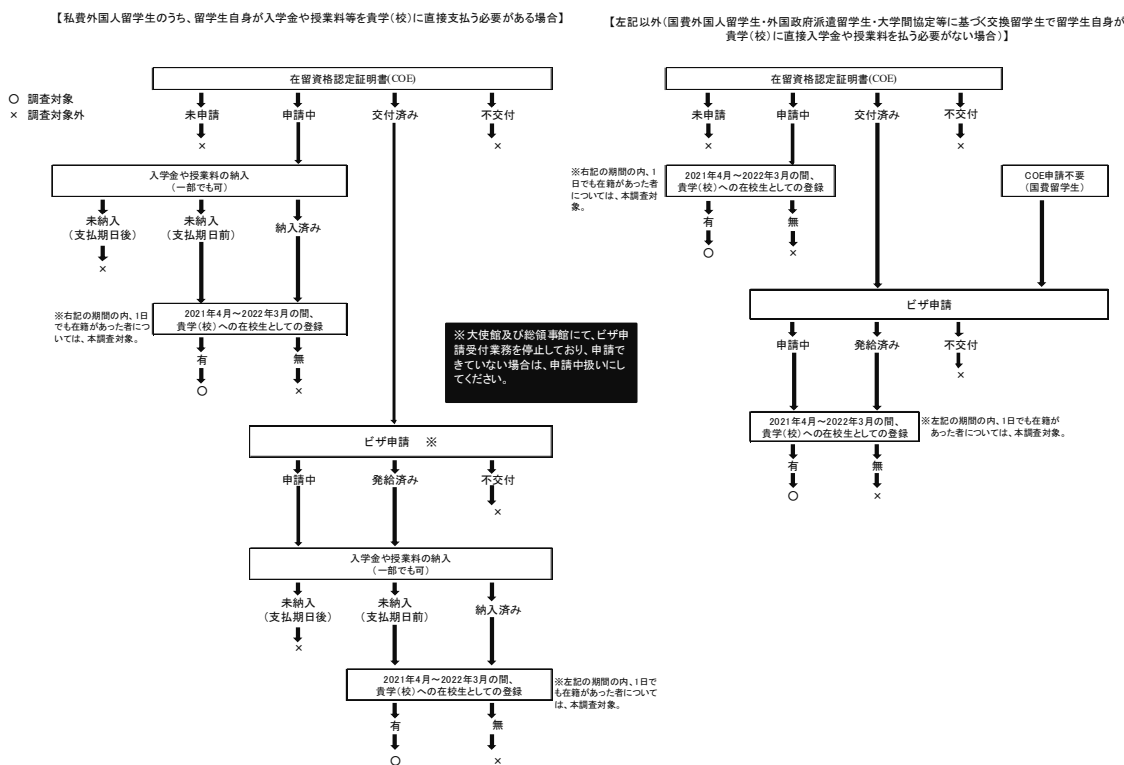
準備教育課程用

**【 1 】 外国人留学生在籍状況調査
記入要領**

【1】「2022（令和4）年度外国人留学生在籍状況調査」記入要領
 ー準備教育課程用ー

1. 本調査は**2022年5月1日現在**の貴校における外国人留学生の在籍状況を、外国人留学生一人につき1行ずつ入力してください。
2. 本調査でいう「外国人留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により、我が国の大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生を指します。
 ※「研究」「家族滞在」等、「留学」以外の在留資格の者は本調査の対象となりません。
 ※在外日本人の日本への「留学」は本調査の対象とはなりません。
 ※オンライン授業を前提としたカリキュラム（来日不要のカリキュラム）を受講する外国人学生は本調査の対象となりません。
3. 2022年5月1日現在、来日できていない外国人留学生の取り扱いについては、次の図を参照してください。

(2022年5月1日現在の状況)



4. 2022年5月1日現在は申請中だった在留資格認定証明書（COE）またはビザが、それ以降の審査結果にて、不交付となった場合は、無条件で調査対象外となりますので、回答対象者から外してください。なお、大使館及び総領事館にて、ビザ業務を停止しており、申請できていない場合については、申請中扱いにしてください。
5. 2022年5月1日時点で来日していない者で上記3. で調査対象となった場合でも、以下のいずれかに該当する場合は、調査対象外となります。

① 入学してから一度も来日しておらず、今後来日する予定がない者

② 来日せず、オンライン授業等のみで既に教育を終えた者

※回答時点において、来日の予定(目途)が立っていない場合でも来日の意思がある者については対象となります。

6. 留学生自身が入学金を直接支払う必要がある私費外国人留学生で、かつ入学金を納入していない者は学校の在籍管理者名簿等(貴校の在校生名簿)に氏名があったとしても調査対象外となります。ただし、支払期限前または授業料等の支払いが不要で、かつ在籍管理者名簿等に氏名がある場合は、上記3の図に基づき、調査対象になる場合があります。
7. 外国人留学生の在籍が5月1日時点まで遡って取り消された場合は、調査対象外となります。
8. 本調査でいう「国費外国人留学生」とは、「国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文科大臣裁定)」に定める「国費外国人留学生」をいいます。
本調査でいう「私費」とは、上記の「国費外国人留学生」以外のすべての外国人留学生をいいます。本機構が実施する留学生受入れ促進プログラムにより、「文部科学省外国人留学生学習奨励費」を受給する外国人留学生、国費以外の各種奨学金を受給する外国人留学生、外国政府派遣留学生等も「私費」に区分されます。
9. 5月1日時点で在留資格を「留学」に変更申請中で、調査回答時点において確定している場合は、調査票への入力をお願いいたします。
10. 回答入力後、外国人留学生の出身地に誤りが無いか、国・地域確認用シートでコードを再度確認してください。
11. 本調査回答時は在留資格認定証明書(COE)やビザを申請中だったため調査対象者としていたものの、その後、不交付または申請を取り下げた者や、入学日を2022年5月2日以降に変更した者がいる場合は、本機構にて該当者データの削除を行います。
10月中旬頃、総括票に記載いただきました連絡先に、本件に係る照会を行い、10月24日(月)～10月31日(月)の期間のみ受け付けますので、学校にて該当者の管理をお願いいたします。
※11月1日以降に変更があった場合においては、本機構への報告は不要です。
12. ご不明な点は、下記の照会先までお問合せください。

[本調査についての照会先]

(独) 日本学生支援機構 留学生事業部留学情報課 企画調査係

電話 03-5520-6111

FAX 03-5520-6121

照会の際は、以下のホームページにある「留学生調査に係る質問受付フォーム」からご登録をお願いいたします。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/jyunbi/index.html>

<日本留学情報サイトトップページ → 教育機関関係者の方へ → 留学に係る調査 →

→ 留学生調査 → 準備教育課程>

【学校コード】

以下のホームページにて「学校コード表」を参照し、該当コードを入力してください。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/jyunbi/index.html>

貴校の学校コードは、本資料一式を送付した封筒の宛名ラベル右下にも印字されています。

【番号（連番）】（在1-1）

外国人留学生一人につき、「0001」から4桁の通し番号を入力してください。（例：一人目「0001」、二人目「0002」）

【都道府県コード】（在1-2）

留学生が学んでいる校舎所在地の都道府県について、下表から該当コードを入力してください。複数の都道府県の校舎で学んでいる場合は、2022年5月1日現在の学年時のメイン校舎の都道府県コードで回答してください。

※留学生が居住している都道府県ではありません。

※来日前の留学生については、来日後に学ぶ予定であるキャンパス所在地の都道府県を選択してください。

北海道	0	1	埼玉	1	1	岐阜	2	1	鳥取	3	1	佐賀	4	1
青森	0	2	千葉	1	2	静岡	2	2	島根	3	2	長崎	4	2
岩手	0	3	東京	1	3	愛知	2	3	岡山	3	3	熊本	4	3
宮城	0	4	神奈川	1	4	三重	2	4	広島	3	4	大分	4	4
秋田	0	5	新潟	1	5	滋賀	2	5	山口	3	5	宮崎	4	5
山形	0	6	富山	1	6	京都	2	6	徳島	3	6	鹿児島	4	6
福島	0	7	石川	1	7	大阪	2	7	香川	3	7	沖縄	4	7
茨城	0	8	福井	1	8	兵庫	2	8	愛媛	3	8			
栃木	0	9	山梨	1	9	奈良	2	9	高知	3	9			
群馬	1	0	長野	2	0	和歌山	3	0	福岡	4	0			

【学年コード】（在1-3）

2022年5月1日現在の学年について、下表から該当コードを入力してください。

日本語予備教育（国費留学生のみ対象）	0	0
1年	0	1
2年	0	2

1. 国費留学生で日本語予備教育期間中の場合は、「日本語予備教育00」を入力してください。
2. 編入学、休学、留学、留年等がある場合は、当該課程の最高年次を超えない範囲で貴校での取扱いに準じて入力してください。実際の在籍年数と一致しなくても結構です。
3. 学年を設けていない場合でも、課程の期間で入力してください。
 (例) 1年半コースの1年目 : 「1年」→ 学年コード「01」
 1年半コースの2年目 : 「2年」→ 学年コード「02」

【性別コード】（在1-4）

下表から該当コードを入力してください。

男	1
女	2
回答できない（学校にて把握していない場合のみ）	3

ジェンダーに関する多様性に配慮して、学校にて性別の把握をしていない学生については、「回答できない3」を選択してください。

【国・地域コード】(在1-5)

外国人留学生の出身国・地域について、各種コード表の「2. 国・地域コード表」(40 ページ)を参照し、該当コードを入力してください。

※出身国・地域は、旅券又は在留カードに記載されているものとします。ただし、台湾出身の学生は在留カードの記載に関わらず「台湾」に区分してください。

※香港出身の学生は「香港」に区分してください。マカオ出身の学生は「中国」に区分してください。

※いわゆる「多重国籍」の状態にある学生の場合、日本に入国した際の旅券や在留カード等に従って、入力してください。

※中央アジア諸国は、700 番台の欧州の欄に記載してありますので、ご注意ください。

【留学生区分コード】(在1-6)

2022年5月1日現在の状況について、下表から該当コードを入力してください。

国費外国人 留学生	研究留学生	1	1	1
	学部留学生	1	2	1
	教員研究留学生	1	3	1
	高等専門学校留学生	1	5	1
	専修学校留学生	1	6	1
私費外国人 留学生	外国政府派遣留学生	2	1	0
	上記以外の私費外国人留学生	2	7	0

- 過去においていかなる区分であったかは問いません。
(例) 2020年4月に国費留学生に採用され、期限が切れて2022年4月から私費留学生
→「上記以外の私費外国人留学生 270」
- この表でいう「国費外国人留学生」とは、「国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文科大臣裁定)」に定める「国費外国人留学生」(「日本政府(文部科学省)奨学金留学生)」をいいます。
- この表でいう「私費外国人留学生」とは、上記の「国費外国人留学生」以外のすべての外国人留学生をいいます。
- この表でいう「外国政府派遣留学生」とは、外国政府の経費負担により日本に派遣される外国人留学生をいいます。
※「外国政府」とは、当該国の各省庁及びその業務を担う公的機関を含み、「経費」とは、日本留学にかかる生活費、学費、渡航費等をいいます。

「外国政府派遣留学生 210」の具体例 ※国・地域名五十音順

- ・アフガニスタン政府派遣留学生
- ・アラブ首長国連邦政府派遣留学生
- ・イラン政府派遣留学生
- ・インドネシア政府派遣留学生 (LPDP 奨学金を含む)
- ・インド政府派遣留学生
- ・エジプト政府派遣留学生
- ・エチオピア政府派遣留学生
- ・オマーン政府派遣留学生
- ・カザフスタン政府派遣留学生 (BOLASHAK 奨学金を含む)
- ・カタール政府派遣留学生
- ・韓国政府派遣留学生
- ・クウェート政府派遣留学生
- ・ケニア政府派遣留学生
- ・サウジアラビア政府派遣留学生
- ・シリア政府派遣留学生
- ・シンガポール政府派遣留学生
- ・ジンバブエ政府派遣留学生
- ・スリランカ政府派遣留学生
- ・タイ政府派遣留学生 (ODOS=OneDistrictOneScholarship を含む)
- ・台湾政府派遣留学生 (教育部等)
- ・中国政府派遣留学生 (国家建設高水平大学公派研究生を含む)
- ・ドミニカ政府派遣留学生
- ・トルクメニスタン政府派遣留学生
- ・トルコ政府派遣留学生
- ・ノルウェー政府派遣留学生
- ・バーレーン政府派遣留学生
- ・パキスタン政府派遣留学生
- ・パナマ政府派遣留学生
- ・パラグアイ政府派遣留学生
- ・バングラデシュ政府派遣留学生
- ・フィリピン政府派遣留学生
- ・ブータン政府派遣奨学金
- ・ブラジル政府派遣留学生
- ・ブルネイ政府派遣留学生
- ・ベトナム政府派遣留学生
- ・ボツワナ政府派遣留学生
- ・マレーシア政府派遣留学生
- ・メキシコ政府派遣留学生
- ・モンゴル政府派遣留学生
- ・リビア政府派遣留学生
- ・ロシア政府派遣留学生

※国際協力機構 (JICA) が実施する有償資金協力 (円借款) により、日本に派遣された外国人留学生は、「外国政府派遣留学生 210」に区分してください。

5. 「上記以外の私費外国人留学生 270」には、学習奨励費を受給する外国人留学生、各種経費一部負担の奨学金を受給する外国人留学生も含まれます。
6. いずれの私費外国人留学生コードに該当するか確認できない場合は、「上記以外の私費外国人留学生 270」に区分してください。

【入学年月】 (在 1-7)

貴校の準備教育課程に入学した年を西暦4桁、月を2桁で入力してください。 編入学等の場合は現在の在籍区分になった年月を入力してください。

	西暦				月	
	西暦で入力	2	0	2	2	0
	2	0	2	1	1	0

- ← (例) 2022年 (令和4年) 4月入学
- ← (例) 2021年 (令和3年) 10月入学

【直前の在籍機関コード】(在1-8)

貴校に在籍している外国人留学生が、現在の在籍区分になる前に在籍していた機関について、下表から該当コードを入力してください。その際、当該機関の在籍状況(卒業・離職等)は問いません。

下表①～⑤は各種コード表の「直前の在籍機関コード別表」(41～49 ページ)を参照してください。

		項目	コード		
海外に所在する機関	在学	高等学校	0	0	1
		日本語学校 (在外教育施設 (高等部) ①、準備教育課程を設けている教育施設の当該課程②を除く)	0	0	5
		専修学校・各種学校	0	0	6
		大学 (大学院を含む)	0	0	7
		その他高等教育機関 (短期大学等)	0	0	8
		上記のいずれにも属さない教育機関 (インターナショナルスクールを含む)	0	0	9
	在職	研究機関・大学 (講師等)	0	1	0
		官公署、一般企業等 (アルバイト・パートタイムを含む)	0	1	1
	その他	兵役・無職・不明等	0	8	8
日本に所在する機関	在学	高等学校	2	0	1
		準備教育課程を設けている教育施設の当該課程 (③及び④)	2	0	2
		専修学校 (専門課程)	2	0	5
		高等専門学校	2	0	7
		短期大学	2	0	8
		大学・短期大学の日本語別科・留学生別科 (大学等に附置された日本語教育施設を含む)	2	0	9
		大学	2	1	1
		大学院	2	1	2
		日本語教育機関⑤ (専修学校、準備教育課程を設けている教育施設の当該課程③及び④を除く)	2	1	3
		上記のいずれにも属さない教育機関	2	7	7
	在職	研究機関・大学 (講師等)	2	1	4
		官公署、一般企業等 (アルバイト・パートタイムを含む)	2	1	5
		その他	2	8	8
	所在地不明 (所属機関の種類は問わない)			8	8

1. 現在の在籍区分になる前に在籍していた機関の入力例

- ・母国の高等学校卒業後、母国の日本語学校を卒業し、現在、貴校に在籍
→「日本語学校 005」
- ・母国の高等学校を卒業後、兵役を経て来日し、現在、貴校に在籍
→「その他 088」
- ・母国の高等学校を前年9月に卒業し、アルバイトを経て来日し、現在、貴校に在籍
→教育制度により入学までに空白期間ができる場合は、空白期間前の在籍機関「高等学校 001」

※現在の在籍区分になる前にどこに所属していたかを問うものですので、現在、学年が何年生であるかは問題となりません。

※不明の場合には、「海外に所在する機関 その他 088」、「日本に所在する機関 その他 288」、「所在地不明 888」を入力してください。

※特定活動(就活等)の場合には、それ以前に在籍していた機関のコードを入力してください。

※「その他」の場合は、その間が1～2か月であれば、それ以前に在籍していた機関のコードを入力してください。

2. 「在外教育施設」とは、学校教育法施行規則に基づき、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定又は指定した海外の教育施設をいいます。別表①(41 ページ)を参照してください。

3. 「準備教育課程を設けている教育施設の当該課程」とは、文部科学大臣の指定により我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程をいいます。海外に所在する機関は別表②（41 ページ）を、日本に所在する機関は別表③④（42 ページ）を参照してください。なお準備教育課程を設けている機関であっても、外国人留学生在が当該課程の所属でなければコードが異なります。
4. 「日本語教育機関」とは、別表⑤（43～49 ページ）の法務大臣が告示をもって定める日本語教育施設をいいます。別表⑤に記載されている教育施設でも、別表③④（42 ページ）の準備教育課程や認定対象外のコース出身の外国人留学生在は、それぞれ前ページの表で別途設定されている該当コードを入力してください。

【住居形態コード】（在1-9）

外国人留学生の住居について、下表から該当コードを入力してください。

学校が設置する留学生向け宿舎	1	1
学校による留学生向け借り上げ宿舎	1	2
日本学生支援機構が設置する宿舎	2	1
地方公共団体が設置する宿舎	2	2
公益法人等が設置する宿舎	2	3
「特定目的借上公共賃貸住宅制度」活用住宅の借り上げ	2	4
公営住宅	2	5
支援協紹介の社員寮	2	6
都市再生機構設置住宅	2	7
一般学生用寮・宿舎	3	1
民間企業の社員寮（支援協紹介を除く。）	4	1
民間宿舎・アパート	4	2
ホームステイ	4	3
住居未定	4	4
その他	4	5

- ① 学校が設置する留学生向け宿舎
貴校が設置したか、他校が設置したかは問いません。
※日本人学生との混在型もこちらで回答してください。
- ② 学校による留学生向け借り上げ宿舎
貴校が民間賃貸住宅や公営住宅等を借り上げて外国人留學生に貸与する宿舎をいいます。

- ③ 日本学生支援機構が設置する宿舎
本機構が設置している下記の国際交流会館等をいいます。

・東京日本語教育センター留学生寮	・大阪日本語教育センター留学生寮
・東京国際交流館	・兵庫国際交流会館

- ④ 地方公共団体が設置する宿舎
地方公共団体が設置又は所管の公益法人が管理・運営する「国際交流会館」「留学生会館」等の外国人留學生受入れ宿舎をいいます。日本人学生の有無や人数の多寡は問いません。
- ⑤ 公益法人等が設置する宿舎
地方公共団体所管以外の公益法人等が設置・管理・運営又は民間団体が設置した「国際交流会館」「留学生会館」等の外国人留學生受入れ宿舎をいいます。日本人学生の有無や人数の多寡は問いません。
- ⑥ 「特定目的借上公共賃貸住宅制度」活用住宅の借り上げ
地方公共団体等が国土交通省の「特定目的借上公共賃貸住宅制度」を活用して建設された民間賃貸住宅を借り上げ、外国人留學生に貸与しているものをいいます。

- ⑦ 公営住宅
「学校による留学生向け借り上げ宿舎12」以外の公営住宅をいいます。地方公共団体等が外国人留学生向けに借り上げているものも含まれます。
- ⑧ 支援協紹介の社員寮
(公財) 留学生支援企業協力推進協会が実施する「社員寮への留学生受入れプログラム」により入居する宿舎をいいます。
- ⑨ 都市再生機構設置住宅
「学校による留学生向け借り上げ宿舎12」以外の(独)都市再生機構が設置した住宅をいいます。地方公共団体等が外国人留学生向けに借り上げているものも含まれます。
- ⑩ 一般学生用寮・宿舎
主に日本人学生の受入れを目的として学校が設置している宿舎のことをいいます。貴校が設置したか、他校が設置したかは問いません。
- ⑪ 民間企業の社員寮(支援協紹介を除く)
「支援協紹介の社員寮」を除く、民間企業社員寮のことをいいます。
- ⑫ 民間宿舎・アパート
上記以外で留学生個人(又は親族等の代理人)が不動産業者等と賃貸契約を結び入居する宿舎をいいます。
- ⑬ ホームステイ
日本に居住している配偶者又は親族以外の一般家庭に同居する場合をいいます。
※在留資格が「留学」でない配偶者や親族の住居に同居している場合は「その他45」を入力してください。
- ⑭ 住居未定
2021年5月1日現在で住居が未定、又はまだ決まっていない場合をいいます。一時帰国のため日本での住居を撤去している場合も含まれます。
- ⑮ その他
上記のいずれにもあてはまらない場合をいいます。
- ⑯ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2022年5月1日現在来日前の学生について、入居していなくても、住居予定先が既に決まっていた場合は、予定先の該当コードを選択してください。不明・未定の場合は、「住居未定44」にしてください。

【渡日前留学生】(在1-10)

本調査の対象者ではあるものの、2022年5月1日現在、来日できていない(母国等への一時帰国を含む)留学生については、「○」印を入力してください。※該当しない外国人留学生については、入力不要(空白のまま)。

本調査対象者の定義については、記入要領13~14ページを参照してください。

【遠隔授業学修者(渡日前留学生のみ対象項目)】(在1-11)

渡日前留学生(【渡日前留学生】に「○」印が入力される留学生)のうち、遠隔授業による学修環境にあった留学生については、「○」印を入力してください。※該当しない外国人留学生については、入力不要(空白のまま)。

・実際に受講をしていたか否かは問いません。貴校が当該留学生に対し、2022年5月1日までに遠隔授業を提供できる環境にあった場合には対象となります。

・本調査でいう遠隔授業は、以下のいずれにも該当するものを指します。

- ①日本国外から、オンライン授業を受講できることや授業中に課すものに相当する課題研究等を行うことにより、留学生が貴校の教育を受けること。
- ②正規・非正規生を問わず、当該留学生が在籍校で学修するにあたっての指導計画(シラバス等)に基づき、実施されるもの。

(入カイメージ)

住居形態 (コード)	渡日前留学生	
	2022年5月1日現在、渡日してい なかった留学生について「○」印 を入力してください。	速隔授業学修者 渡日前留学生の内、速隔授業に よる学修環境にあった留学生に ついて「○」印を入力してくださ
在1-9 ▼	在1-10 ▼	在1-11 ▼
42		
44	○	○

(以下余白)

準備教育課程用

【2】外国人留学生進路状況調査 記入要領

【2】「2021（令和3）年度外国人留学生進路状況調査」記入要領
－準備教育課程用－

1. 本調査でいう「外国人留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により、我が国の大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生を指します。
 ※「研究」「家族滞在」等、「留学」以外の在留資格の者は本調査の対象となりません。
 ※在外日本人の日本への「留学」は本調査の対象とはなりません。
2. 本調査は2021年度中（2021年4月1日から2022年3月31日まで）に、貴校の準備教育課程を修了した外国人留学生が調査の対象となります。なお、学校の定めるカリキュラムを早期に修了し、年度途中で離校した外国人留学生は対象となりますが、退学・転学・除籍等で、修了前に離校した外国人留学生は対象外となります。
3. 本調査でいう「国費」とは、「国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）」に定める「国費外国人留学生」をいいます。
 本調査でいう「私費」とは、上記の「国費外国人留学生」以外のすべての外国人留学生をいいます。本機構が実施する留学生受入れ促進プログラムにより、「文部科学省外国人留学生学習奨励費」を受給する外国人留学生、国費以外の各種奨学金を受給する外国人留学生、外国政府派遣留学生等も「私費」に区分されます。
 ※「国費」及び「私費」の欄は、修了時の属性で区分してください。
4. 本調査における「進路」の時点としては、当該外国人留学生の修了時点の状況をいいますが、後日、進路の変更や帰国等が判明した場合には、判明した進路状況を入力してください。

〔本調査についての照会先〕

（独）日本学生支援機構 留学生事業部留学情報課 企画調査係
 電話 03-5520-6111
 FAX 03-5520-6121

照会の際は、以下のURLのサイトにある「留学生調査に係る質問受付フォーム」からご登録をお願いいたします。
<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/jyunbi/index.html>
 <日本留学情報サイトトップページ → 教育機関関係者の方へ → 留学に係る調査 →
 → 留学生調査 → 準備教育課程>

【学校コード】

以下のホームページにて「学校コード表」を参照し、該当コードを入力してください。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/jyunbi/index.html>

貴校の学校コードは、本資料一式を送付した封筒の宛名ラベル右下にも印字されています。

【番号（連番）】（進2-1）

外国人留学生一人につき、「0001」から4桁の通し番号を入力してください。（例：一人目「0001」、二人目「0002」）

【国・地域コード】（進2-2）

外国人留学生の出身国・地域について、各種コード表の「2. 国・地域コード表」（40 ページ）を参照し、該当コードを入力してください。

※出身国・地域は、旅券又は在留カードに記載されているものとします。ただし、台湾出身の学生は在留カードの記載に関わらず「台湾」に区分してください。

※香港出身の学生は「香港」に区分してください。マカオ出身の学生は「中国」に区分してください。

※いわゆる「多重国籍」の状態にある学生の場合、日本に入国した際の旅券や在留カード等に従って、入力してください。

※中央アジア諸国は、700 番台の欧州の欄に記載してありますので、ご注意ください。

【都道府県コード】（進2-3）

留学生が学んでいた校舎所在地の都道府県について、下表から該当コードを入力してください。複数の都道府県の校舎で学んでいた場合は、最終学年時のメイン校舎の都道府県コードで回答してください。

※留学生が居住していた都道府県ではありません。

北海道	0	1	埼玉	1	1	岐阜	2	1	鳥取	3	1	佐賀	4	1
青森	0	2	千葉	1	2	静岡	2	2	島根	3	2	長崎	4	2
岩手	0	3	東京	1	3	愛知	2	3	岡山	3	3	熊本	4	3
宮城	0	4	神奈川	1	4	三重	2	4	広島	3	4	大分	4	4
秋田	0	5	新潟	1	5	滋賀	2	5	山口	3	5	宮崎	4	5
山形	0	6	富山	1	6	京都	2	6	徳島	3	6	鹿児島	4	6
福島	0	7	石川	1	7	大阪	2	7	香川	3	7	沖縄	4	7
茨城	0	8	福井	1	8	兵庫	2	8	愛媛	3	8			
栃木	0	9	山梨	1	9	奈良	2	9	高知	3	9			
群馬	1	0	長野	2	0	和歌山	3	0	福岡	4	0			

【国費私費区分コード】（進2-4）

下記から該当コードを入力してください。

留学生区分	コード
国費留学生	0 1
私費留学生	0 2

【進路区分コード】(進2-5)

下表から該当コードを入力してください。

A. 日本国内の進路先	コード	
① 就職 (同一都道府県内)	0	1
② 就職 (同一都道府県外)	0	2
③ 貴校に進学	0	3
④ 大学 (大学院含む)・短大・高等専門学校に進学 (貴校以外で同一都道府県内)	0	4
⑤ 大学 (大学院含む)・短大・高等専門学校に進学 (貴校以外で同一都道府県外)	0	5
⑥ 専修学校に進学 (貴校以外で同一都道府県内)	0	6
⑦ 専修学校に進学 (貴校以外で同一都道府県外)	0	7
⑧ 日本語教育機関に進学 (貴校以外で同一都道府県内)	0	8
⑨ 日本語教育機関に進学 (貴校以外で同一都道府県外)	0	9
⑩ その他 (就職活動中)	1	0
⑪ その他 (進学準備中)	1	1
⑭ その他 (未定・不明を含む)	1	4

B. 母国の進路先	コード	
⑮就職	1	5
⑯進学	1	6
⑰その他 (就職活動中)	1	7
⑱その他 (進学準備中)	1	8
⑳ その他 (未定・不明を含む)	2	0

C. 日本国内・母国以外の進路先	コード	
㉑就職	2	1
㉒進学	2	2
㉓その他 (就職活動中)	2	3
㉔その他 (進学準備中)	2	4
㉖ その他 (未定・不明を含む)	2	6

㉗不明	2	7
-----	---	---

【①②⑮㉑就職】

給料、賃金、報酬、その他の収入を目的とする仕事に就いた者を入力してください。

①②の「同一都道府県内」、「同一都道府県外」の区分について、就職先企業等の主たる事務所等が、留学生が学んでいた校舎所在地 (複数ある場合は最終学年時のメイン校舎) と同じ都道府県にあるかどうかで判断してください。

【③④⑤⑥⑦⑧⑨⑯㉒進学】

日本国内

「③貴校に進学」には、貴校を修了後、貴校の他学科に進学した場合や、貴校を修了後も研究生等の身分により貴校で学習を継続している者を入力してください。

「③貴校に進学」以外には、貴校を修了後、**貴校以外**の日本国内の大学 (大学院を含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校 (専門課程)、日本語教育機関に進学した者を入力してください。

④⑤⑥⑦⑧⑨の「同一都道府県内」、「同一都道府県外」の区分について、進学先の本部の所在地が、留学生が学んでいた校舎所在地 (複数ある場合は最終学年時のメイン校舎) と同じ都道府県にあるかどうかで判断してください。

【⑩⑰㉓その他 (就職活動中)】

就職活動中の者を入力してください。

【⑪⑱㉔その他 (進学準備中)】

進学準備中の者を入力してください。

【⑭⑳㉖その他 (未定・不明を含む)】

日本国内

「⑭その他 (未定・不明を含む)」には、日本国内で、上記に当てはまらない者を入力してください。

母国

「⑳その他（未定・不明を含む）」には、母国へ帰ったことは明らかであるが、上記に当てはまらない者（進路未定者を含む）や、貴校がその後の進路を把握していない者を入力してください。

上記以外の国

「㉔その他（未定・不明を含む）」には、日本・母国以外で、上記に当てはまらない者（進路未定者を含む）や、貴校がその後の進路を把握していない者を入力してください。

【㉗不明】

①～㉔のいずれに該当するか貴校で把握していない者を入力してください。

「日本国内」「母国」「上記以外の国」で、その後の進路が不明の者は、「⑭⑳㉔その他（未定・不明を含む）」に入力してください。

※【⑭⑳㉔その他（未定・不明を含む）】【㉗不明】の人数が多い場合は、お問い合わせさせていただくことがあります。

※⑫、⑬、⑰、㉕は準備教育課程において該当がないため、入力しないでください。

【日本国内就職者業種区分コード】(進2-6)

進路区分コード①②(日本国内就職)の場合、下表から該当コードを入力してください。

※コードは「アルファベット一文字と数字2桁」になります。

※産業分類表(29~33ページ)を参照して、就職した企業等の業種(産業)を入力してください。

※表内の業種名において判別等ができない場合は、「Z01」(不明)を入力してください。

業種		コード
農業、林業		A 0 1
漁業		B 0 1
鉱業、採石業、砂利採取業		C 0 1
建設業		D 0 1
製造業	食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	E 0 1
	繊維工業	E 0 2
	印刷・同関連業	E 0 3
	化学工業、石油・石炭製品製造業	E 0 4
	鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業	E 0 5
	はん用・生産用・業務用機械器具製造業	E 0 6
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E 0 7
	電気・情報通信機械器具製造業	E 0 8
	輸送用機械器具製造業	E 0 9
その他の製造業		E 1 0
電気・ガス・熱供給・水道業		F 0 1
情報通信業		G 0 1
運輸業、郵便業		H 0 1
卸売業、小売業	卸売業	I 0 1
	小売業	I 0 2
金融業、保険業	金融業	J 0 1
	保険業	J 0 2
不動産業、物品賃貸業	不動産取引・賃貸・管理業	K 0 1
	物品賃貸業	K 0 2
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	L 0 1
	法務	L 0 2
	その他の専門・技術サービス業	L 0 3
宿泊業、飲食サービス業		M 0 1
生活関連サービス業、娯楽業		N 0 1
教育、学習支援業	学校教育	O 0 1
	その他の教育、学習支援業	O 0 2
医療、福祉	医療業、保健衛生	P 0 1
	社会保険・社会福祉・介護事業	P 0 2
複合サービス事業		Q 0 1
サービス業(他に分類されないもの)	宗教	R 0 1
	その他	R 0 2
公務(他に分類されるものを除く)		S 0 1
上記以外(分類不能の産業)		T 0 1
不明		Z 0 1

【日本国内就職者職種区分コード】(進2-7)

進路区分コード①②の場合、下表から該当コードを入力してください。

※就職先における職種を入力してください。

※表内の職種名において判別等ができない場合は、「201」(不明)を入力してください。

職種	コード		
翻訳・通訳	1	0	1
販売・営業	1	0	2
海外業務	1	0	3
技術開発(情報処理分野)	1	0	4
貿易業務	1	0	5
技術開発(情報処理分野以外)	1	0	6
設計	1	0	7
教育	1	0	8
広報・宣伝	1	0	9
会計業務	1	1	0
その他	1	1	1
不明	2	0	1

4 産業及び職業分類表

◎ 産業分類の要点（「日本標準産業分類」平成25年10月改定）

産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、同種の経済活動を営む事業所の総体と定義される。事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家などと呼ばれ、一定の場所すなわち一区画を占めて経済活動を行っている経済活動の場所的単位である。事業所の産業は、主要業務により決定する。

※日本標準産業分類の詳細については、

政府統計の総合窓口 (<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/htoukeib.do>) で閲覧することができます。（どの産業に分類されるかをキーワード検索することも可能です。）

A 農業、林業 耕種、畜産農業（養きん、養ほう、養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務並びに林業及び林業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。なお、植木の刈り込みのような園芸サービスを提供する事業所及び昆虫類、へびなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。耕種農業、畜産農業、農業サービス業（園芸サービス業を除く）、園芸サービス業、育林業、素材生産業、特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）、林業サービス業、その他の林業がここに入る。ただし、精米業については「E1 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業」、農業協同組合（信用事業、共済事業と併せて他の大分類にわたる）については「Q 複合サービス事業」、農業協同組合（金融上の便益のみを提供するもの）については「J1 金融業」、獣医業については、「L3 その他の専門・技術サービス業」、森林総合研究所は「L1 学術・開発研究機関」、大学演習林は「O1 学校教育」、製材業は「E10 その他の製造業」に分類される。

B 漁業 海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所、海面又は内水面において人工的施設を施し、水産動植物の養殖を行う事業所及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業がここに入る。

C 鉱業、採石業、砂利採取業 有機物、無機物を問わず、天然に固体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される。金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業等がここに分類される。ただし、石炭からのコークスの製造、石油の精製に従事する事業所は「E4 化学工業、石油・石炭製品製造業」、ガスを製造し、導管により供給する事業所は「F 電気・ガス・熱供給・水道業」に分類される。

D 建設業 注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。ただし、主として自己建設で維持補修工事を施行する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。一般土木建築工事業、土木工事業（舗装工事業を除く）、舗装工事業、建築工事業（木造建築工事業を除く）、木造建築工事業、建築リフォーム工事業、大工工事業、電気工事業などの設備工事業などがここに分類される。ただし、屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの）は「L3 その他の専門・技術サービス業」、看板書き業は「R2 その他のサービス業」に分類される。

E 製造業 有機又は無機物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。

1 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業 各種の飲食料品、氷、有機質肥料、家畜・家きんの飼料などを製造する事業所が分類される。畜産・水産食料品・農産保存食料品製造業、調味料製造業、パン・菓子製造業、飲料製造業などがここに分類される。また、たばこ製造業及び葉たばこ処理業を行う事業所が分類される。日本たばこ産業株式会社工場・原料工場などがここに入る。

2 繊維工業 製糸、紡績糸、織物、ニット生地、網地、フェルト、染色整理及び衣服の縫製など繊維製品の製造を行う事業所が分類される。化学繊維を製造する事業所も含む。ただし、グラスウール、ロックウールなどの紡績を行う事業

所は「E10 その他の製造業」、個人の注文によって店持ちの布地を用い洋服の仕立てを行う洋服店は、「I2 小売業」に、主として個人持ちの材料で衣服の裁縫あるいは衣服の修理を行う事業所は、「N 生活関連サービス業、娯楽業」に分類される。

3 印刷・同関連業 印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所が分類される。印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業がここに入る。

4 化学工業、石油・石炭製品製造業 化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合、又は最終処理を行う事業所のうち他の分類に特掲されないもの、石油を精製する事業所、購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造する事業所、コークス炉による石炭の乾留を行う事業所、石炭を主原料として練炭・豆炭を製造する事業所、舗装材料を製造する事業所、プラスチック製品及びゴム製品を製造する事業所がここに分類される。化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、石油精製業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業などがここに入る。ただし、主として鉄、非鉄金属の製錬及び合金、核燃料の製造を行う事業所は「E5 鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業」に、主として調味料、ゼラチンを原料とする菓子、動植物油脂の製造及び食用油脂の精製を行う事業所又は、アルコール飲料、飼料、有機質肥料を製造する事業所は「E1 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業」に、主として硫黄の蒸留を行う事業所は「C 鉱業、採石業、砂利採取業」に、主としてガラスの製造、石灰石、ドロマイトのほう焼を行う事業所は「E10 その他の製造業」に、主として購入した化学工業製品を販売するための包装及び再包装を行い、自ら化学工業製品を製造しない事業所は「I 卸売業、小売業」に、ガスを製造し、導管により一般の需要者に供給する事業所は「F 電気・ガス・熱供給・水道業」に分類される。

5 鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業 鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の鑄造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所、鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬及び精製を行う事業所、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行う事業所及び非鉄金属の鑄造、鍛造、その他の基礎製品を製造する事業所、ブリキ缶及びその他のめっき板等製品、刃物、手道具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、建設用・建築用金属製品、金属線製品及び他に分類されない各種の金属製品を製造する事業所が分類される。製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品製造業、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業などがここに入る。核燃料を製造する事業所も含まれる。

6 はん用・生産用・業務用機械器具製造業 はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具を製造する事業所、物の生産に供される機械器具を製造する事業所、業務用及びサービスの生産に供される機械器具を製造する事業所が分類される。ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業などがここに入る。なお、電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス、電子回路を製造する事業所は「E7 電子部品・デバイス・電子回路製造業」に、電子計算機等の情報通信機械器具に附属する装置を生産する事業所、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電、及び利用を行う機械器具を製造する事業所、主として電気計測器、電子測定装置を製造する事業所、民生用電気機械器具を製造する事業所は「E8 電気・情報通信機械器具製造業」に、輸送用機械器具を製造する事業所は「E9 輸送用機械器具製造業」に、理化学用のガラス器具及び陶磁器を製造する事業所は「E10 その他の製造業」にそれぞれ分類される。

7 電子部品・デバイス・電子回路製造業 主として電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス及び電子回路を製造する事業所が分類される。電子デバイス（電子管、光電変換素子、半導体素子、集積回路、液晶パネル・フラットパネル）製造業、電子部品（抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品、音響部品・磁気ヘッド・小型モータ、コネクタ・スイッチ・リレー）製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品（電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニットなど）製造業などがここに入る。ただし、電子計算機・同付属装置、通信機械器具・同関連機械器具を製造する事業所は、「E8 電気・情報通信機械器具製造業」に分類される。

8 電気・情報通信機械器具製造業 電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所並びに通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置を製造する事業所が分類される。発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業などがここに入る。ただし、絶縁電線及びケーブルを製造する事業所は、「E5 鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業」に分類される。

9 輸送用機械器具製造業 自動車、船舶、航空機、鉄道車両及びその他の輸送機械器具（自転車、牛馬車など）を製造する事業所が分類される。自動車・同附属品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、自転車・同部分品製造業などがここに入る。ただし、船舶部分品製造業は部分品の種類によりそれぞれの箇所に、船体塗装業は「D 建設業」に分類される。

10 その他の製造業 木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業、時計・同部分品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業などがここに分類される。

F 電気・ガス・熱供給・水道業 電気、ガス、熱又は水（かんがい用水を除く）を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所が分類される。電気業、ガス業、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業などがここに分類される。ただし、天然ガスの採取を行う事業所は「C 鉱業、採石業、砂利採取業」に分類される。

G 情報通信業 情報の伝達を行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所、インターネットに附随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所が分類される。通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業がここに分類される。ただし、主として郵便物又は信書便物の引受・取集・区分及び発送を行う事業所は「H 運輸業、郵便業」に、郵便局は「Q 複合サービス事業」に、郵便貯金銀行として銀行業を行う事業所は「J1 金融業」に、郵便保険業は「J2 保険業」に分類される。

H 運輸業、郵便業 鉄道、自動車、船舶、航空機又はその他の運送用具による旅客、貨物の運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業を営む事業所並びに郵便物又は信書便物を送達する事業所が分類される。鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便事業株式会社が行う郵便業（信書便事業を含む）がここに分類される。ただし、郵便局は「Q 複合サービス事業」に分類される。

I 卸売業、小売業 原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。なお、販売業務に附随して行う軽度の加工（簡易包装、洗浄、選別等）、取付修理は本分類に含まれる。

1 卸売業 小売業又は他の卸売業に商品を販売する事業所、主として業務用に使用される商品を販売する事業所、他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売買のあっせんをする事業所が分類される。卸売業、総合商社、貿易商社、問屋、製造問屋、商事会社、代理商、仲立業、日本たばこ産業株式会社（工場を除く）などがここに入る。

2 小売業 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの及び産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所が分類される。

J 金融業、保険業 金融業又は保険業を営む事業所が分類される。

1 金融業 銀行業、郵便貯金銀行、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、政府関係金融機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等がここに分類される。

2 保険業 郵便保険業を含むあらゆる形態の保険業を行う事業所、並びに保険代理業、保険会社及び保険契約者に対する保険サービスを行う事業所が分類される。農業及び漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所も本分類に含まれる。ただし、社会保険事業を行う事業所は「P2 社会保険・社会福祉・介護事業」又は「S公務（他に分類されるものを除く）」に分類される。

K 不動産業、物品賃貸業 不動産業又は物品賃貸業を営む事業所が分類される。

1 不動産取引・賃貸・管理業 主として不動産の売買、交換、賃貸、管理又は不動産の売買、貸借、交換の代理若しくは仲介を行う事業所が分類される。建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、不動産賃貸業、不動産管理業などを行う事業所などがここに入る。

2 物品賃貸業 主として産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所が分類される。ただし、不動産の賃貸を行う事業所は「K1 不動産取引・賃貸・管理業」に、船舶を貸渡しする事業所は「H 運輸業、郵便業」に、映画館、劇場、競輪場、競馬場などの施設を賃貸する事業所は「N 生活関連サービス業、娯楽業」に分類される。

L 学術研究、専門・技術サービス業 主として学術的研究などを行う事業所、個人又は事業所に対して専門的な知識・技術を提供する事業所で他に分類されないサービスを提供する事業所が分類される。

1 学術・開発研究機関 学術的研究、試験、開発研究などを行う事業所が分類される。

2 法務 法務に関する事務、助言、相談、その他の法律的サービスを行う事業所が分類される。法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所がここに入る。ただし、刑務所、裁判所は「S1 国家公務」に分類される。

3 その他の専門・技術サービス業 財務及び会計に関する監査、調査、相談のサービス、税務に関する書類の作成、相談のサービス及び土木建築に関する設計、相談のサービス並びに他に分類されない自由業的、専門的なサービスを行う事業所（「L2 法務」を除く）などが分類される。公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社（日本郵政株式会社）、広告業、獣医学、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業などがここに入る。

M 宿泊業、飲食サービス業 宿泊業又は飲食サービス業を営む事業所が分類される。宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービスがここに入る。ただし、貸間業は「K1 不動産取引、賃貸、管理業」に、社会福祉施設の宿泊所は「P2 社会保険・社会福祉・介護事業」に分類される。

N 生活関連サービス業、娯楽業 主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し、又は施設を提供するサービス及び娯楽あるいは余暇利用に係る施設又は技能・技術を提供するサービスを行う事業所が分類される。洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、家事サービス業、衣服縫製修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、娯楽業（映画・ビデオに付帯するサービスを行う事業所を除く（「G 情報通信業」））、映画館、興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊戯場などがここに入る。

O 教育、学習支援業 学校教育を行う事業所、学校教育の支援を行う事業所、学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校教育の補習教育を行う事業所及び教養、技能、技術などを教授する事業所が分類される。通信教育事業、学習塾、図書館、博物館、植物園などの事業所も本分類に含まれる。ただし、保育所は「P2 社会保険・社会福祉・介護事業」に分類される。

1 学校教育 所定の学科課程を教授する事業所及び高等教育機関の評価、センター試験の実施など学校教育の支援活動を行う事業所が分類される。幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、学校教育支援機関及び幼保連携型認定こども園がここに含まれる。

2 その他の教育、学習支援業 学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校教育の補習教育を行う事業所及び教養、技能、技術などを教授する事業所が分類される。公民館、図書館、博物館、動物園及び青少年教育施設等の社会教育施設、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業などがここに含まれる。

P 医療、福祉 医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業所が分類される。

1 医療業、保健衛生 医療業には、医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所が分類される。保健衛生には、保健所、健康相談施設、検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）など保健衛生に関するサービスを提供する事業所が分類される。病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、保健所、健康相談施設、検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）などがここに入る。ただし、主として医師又は歯科医師が発行する処方せんに基づいて、医薬品を調剤する事業所は「I2 小売業」、もっぱら医学、歯学

理論の研究を目的としている研究所又は試験所は「L 1 学術・開発研究機関」、獣医業は「L 3 その他の専門・技術サービス業」に分類される。

2 社会保険・社会福祉・介護事業 社会保険、社会福祉又は介護事業を行う事業所及び更生保護事業を行う事業所が分類される。社会保険事業団体、福祉事務所、保育所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業などがここに入る。

Q 複合サービス事業 信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局（郵便局株式会社）、郵便局委託事業（簡易郵便局）、農林水産業協同組合等が分類される。なお、単一の事業を行う協同組合の事業所はその行う業務によりそれぞれの産業に分類される。

R サービス業（他に分類されないもの） 主として個人又は事業所に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業所が分類される。

1 宗教 神道系、仏教系、キリスト教系並びにその他の宗教の各宗教系統ごとに、礼拝施設を備える宗教団体である神社、寺院、教会等及びこれらを含む宗教団体の事務所である教務本庁、宗務所、教団事務所等が分類される。

2 その他 廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業（製造と修理を分離し得ない各種機械等・同部品製造修理業など他に分類されないものを除く）、職業紹介・労働者派遣業、速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、集会場、と畜場、外国公館などがここに入る。

S 公務（他に分類されるものを除く） 国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署が分類される。

1 国家公務 国の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局などであって、本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う事業所が分類される。

2 地方公務 都道府県庁、市区役所、町村役場、地方公共団体の組合及びその地方機関などであって、本来の立法事務及び地方行政事務を行う事業所が分類される。

T 上記以外のもの（分類不能の産業） 産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類される。これは主として調査票の入力が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は入力不詳で分類しえないものである。

(以下余白)

準備教育課程用

**【3】外国人留学生年間受入れ状況調査
記入要領**

独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）

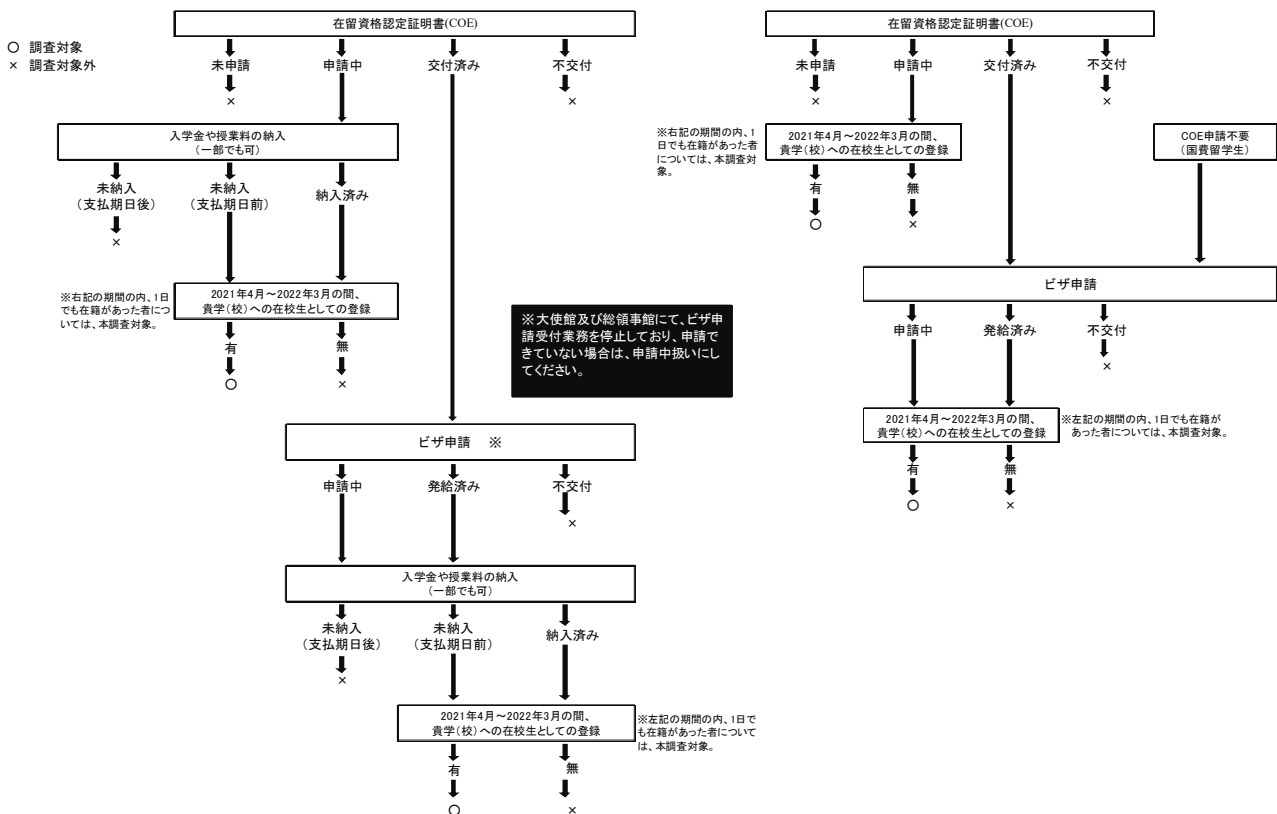
【3】「2021（令和3）年度外国人留学生年間受入れ状況調査」記入要領

ー準備教育課程用ー

- 本調査は、当該年度内である1年間の外国人留学生総数を把握するために、実施しています。今年度の調査は、**2021年4月1日から2022年3月31日までの間に、一日でも貴学（校）に在籍していた外国人留学生が調査の対象となります。調査対象学生に変更はありませんが、今年度より試行的に集計後の人数を記入いただく様式に変更いたしました**（対象外国人留学生1人につき1行の記入は必要ありません）。
- 本調査でいう「外国人留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により、我が国の大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生を指します。
 ※修了・退学の別は問いません。
 ※交換留学生や現在も在籍している外国人留学生も含まれます。
 ※「研究」「家族滞在」等、「留学」以外の在留資格の者は本調査の対象となりません。
 ※在外日本人の日本への「留学」は本調査の対象とはなりません。
 ※オンライン授業を前提としたカリキュラム（来日不要のカリキュラム）を受講する外国人学生は本調査の対象となりません。
- 2022年3月31日までに来日できていない外国人留学生の取り扱いについては、次の図を参照してください。

【私費外国人留学生のうち、留学生自身が入学金や授業料等を貴学（校）に直接支払う必要がある場合】

【左記以外（国費外国人留学生・外国政府派遣留学生・大学間協定等に基づく交換留学生で留学生自身が貴学（校）に直接入学金や授業料を払う必要がある場合）】



- 2022年3月31日時点で来日していない者で上記3. で調査対象となった場合でも、以下のいずれかに該当する場合は、調査対象外となります。
 - 入学してから一度も来日しておらず、今後も来日する予定がない者
 - 来日せず、オンライン授業等のみで既に教育を終えた者
 ※回答時点において、来日の予定（目途）が立っていない場合でも来日の意思がある者については対象となります。

5. 留学生自身が入学金を直接支払う必要がある私費外国人留学生で、かつ入学金を納入していない者は、学校の在籍管理者名簿等（自校の在校生名簿）に氏名があったとしても調査対象外となります。ただし、支払期限前で、かつ在籍管理者名簿等に氏名がある場合は、調査対象となります。
6. 2022年3月31日現在、在留資格認定証明書（COE）を申請中・交付済みであっても、入学年月が2022年4月1日以降の入学者は本調査の対象外となります。
7. 外国人留学生の在籍が遡って取り消され、2021年4月～2022年3月の在籍がないものとみなされた場合は、調査対象外となります。
8. 2022年3月31日現在は申請中だった在留資格認定証明書（COE）またはビザが、それ以降の審査結果にて、不交付となった場合は、無条件で調査対象外となります。

〔本調査についての照会先〕

（独）日本学生支援機構 留学生事業部留学情報課 企画調査係

電話 03-5520-6111

FAX 03-5520-6121

照会の際は、以下のホームページにある「留学生調査に係る質問受付フォーム」からご登録をお願いいたします。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/daigaku/index.html>

＜日本留学情報サイトトップページ → 教育機関関係者の方へ → 留学に係る調査 →

→ 留学生調査 → 大学・短期大学・高等専門学校＞

【学校コード】

以下のホームページにて「学校コード表」を参照し、該当コードを入力してください。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/daigaku/index.html>

※貴学（校）の学校コードは、本資料一式を送付した封筒の宛名ラベル右下にも印字されています。

◎調査票への入力方法

外国人留学生の出身国・地域ごとの人数を入力してください。

記入・入力が完了したら、調査票の上部に記載される合計人数（自動計算による集計人数）について、間違いがないか確認してください。

※該当する外国人留学生がない欄への0（ゼロ）の入力は不要です。

※「2021（令和3）年度外国人留学生在籍状況調査」で報告している外国人留学生であるかどうかに関わらず、2021年4月1日から2022年3月31日までの間に一日でも在籍していた外国人留学生の人数を集計し、入力ください。

【国費外国人留学生・私費外国人留学生について】

調査票に記載している「国費」は「国費外国人留学生」、「私費」は「私費外国人留学生」を指します。「外国人留学生在籍状況調査」において設定している留学生区分と同じ考え方に基づき、人数を集計、入力してください。

※過去においていかなる区分であったかは問いません。2022年3月31日時点（年度途中で貴学（校）を終了した場合は、修了時点）の状況に基づき、集計してください。

（例）2019年9月に国費留学生に採用されたが期限が切れて、2021年9月から2022年3月までは私費外国人留学生→私費外国人留学生として集計してください。

※「国費外国人留学生」とは、「国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）」に定める「国費外国人留学生」、及び日韓共同理工系学部留学生・日韓共同高等教育留学生のうち日本政府負担の外国人留学生をいいます。

※マレーシア政府派遣留学生から国費留学生に採用された留学生は、国費外国人留学生として集計してください。

【国・地域について】

外国人留学生の出身国・地域について、各種コード表の「3. 国・地域コード表」（40ページ）と同じ国・地域を設定しています。

※出身国・地域は、旅券又は在留カードに記載されているものとします。ただし、台湾出身の学生は在留カードの記載に関わらず「台湾」に区分してください。

※香港出身の学生は、「香港」に区分してください。マカオ出身の学生は、「中国」として集計してください。

※いわゆる「多重国籍」の状態にある学生の場合、日本に入国した際の旅券や在留カード等に従って、入力してください。

※中央アジア諸国は、700番台の欧州の欄に記載してありますので、ご注意ください。

(以下余白)